

南陽市屋内体育施設利用のガイドライン（第7段階）

教育委員会 社会教育課

<対象施設：屋内体育施設>

- 1 市民体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニングルーム、エアロビクスルーム、研修室）
- 2 武道館
- 3 赤湯市民体育館
- 4 沖郷体育館
- 5 ライフル射撃場

<開始日>

令和3年1月8日（金）

<利用条件>

（共通事項）

- ① 利用者は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されている地域及び海外に在住していない方又は、過去2週間以内に訪問、帰省していない方とします。また、感染者が確認されている地域在住の方は、慎重にご利用ください。
- ② 利用する際は、3密（密閉・密集・密接）を避けて、十分な身体的距離を確保してください。
- ③ 利用者は過去2週間以内に、発熱や感冒の症状がない方とします。
- ④ 利用の際は、利用者名簿（氏名・連絡先・体調等）を作成し、利用申請書と一緒に提出とします。（専用利用のみとします。）なお、使用后2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに届け出て下さい。
- ⑤ 利用条件が別途定められている施設があります。
- ⑥ 感染予防を徹底し手洗い、手指の消毒を行ってください。
- ⑦ 施設内での水分補給以外の飲食は原則禁止とします。
- ⑧ 大会・イベントでの使用については、主催者側で以下に示した条件を満たし、事前に管理者と十分な打合せを行って下さい。（十分な対策を講じることが出来ない場合は、貸出できない場合があります。）
 - ・運営側の感染予防策等運営計画の作成と提出
 - ・観客を含めた利用者名簿（氏名・連絡先・体調等）の作成と提出、1か月以上の保管
 - ・介助者、誘導者の必要時を除き、十分な体的距離（2m程度）を確保
 - ・飛沫、飛散防止のため大声を出した会話等の禁止
 - ・必要な消毒液の準備
 - ・利用後の器具等の消毒作業の実施と、ごみの持ち帰り
 - ・感染防止のために施設側が定めた利用条件、留意事項及び指示に従うこと

(小中高生に限った事項)・・・期間は当面の間

小中高生が利用する際には、成人の指導者が常時同伴することとします。

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン、日本スポーツ協会
が示すガイドラインに基づいた配慮が必要となります。

<協力事項等>

- ① 運動、スポーツを行う上で支障がある場合を除きマスクを着用してください。
- ② 発熱などの症状がある人は利用できませんので使用前の体温確認を徹底してください。
- ③ 換気を徹底するため、可能なかぎり、扉・窓を開放したまま使用していただきます。
- ④ 各競技団体が策定する感染防止に関する指針等に基づき使用していただきます。
- ⑤ 可能なかぎり各自で手消毒液等を持参してください。

※「社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドライン」に基づき、施設管理者だけでなく、施設利用者を含む関係者全員で感染防止対策を実施する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

ガイドラインは以下の URL をご確認ください。

URL:https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/isa_00021.html

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、条件等を変更する場合があります。

<施設ごとの利用条件>

①南陽市民体育館

室名	制限人数(人)
トレーニングルーム	20
エアロビクスルーム	20
研修室	25

・利用時間は午前9時～午後9時30分

(トレーニングルーム 平日 14:30～21:00 日曜日 10:30～17:00)

・シャワー室、更衣室の通常利用は当面、禁止とします。

・トレーニングルームの新規受付は、平日(15:00)日曜日(11:00)のみで、事前の電話予約が必要となります。

②武道館、赤湯市民体育館、沖郷体育館

・利用時間は午前9時～午後9時

・当面の間、貸出は団体のみとします。

③ライフル射撃場

・利用時間は午前9時～午後5時(月を除く)